

第 29 号議案

関西広域連合規約の変更の協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のように関西広域連合規約の一部を変更するため、関係地方公共団体と協議する。

令和7年3月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(広域連合の執行機関の組織)</p> <p>第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 <u>3人以内</u>を置く。</p> <p>2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。<u>この場合において、副広域連合長が2人以上あるときは、あらかじめ広域連合長が定めた順序で、その職務を代理する。</u></p>	<p>(広域連合の執行機関の組織)</p> <p>第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 <u>1人</u>を置く。</p> <p>2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。</p>

<p>3 [略] (広域連合委員会の設置等)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 広域連合委員会に副委員長 <u>1人</u> を置き、副広域連合長 <u>(副広域連合長が2人以上ある場合にあっては、広域連合長が指定する副広域連合長)</u> をもって充てる。</p> <p>6～9 [略]</p>	<p>3 [略] (広域連合委員会の設置等)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 広域連合委員会に副委員長を置き、副広域連合長をもって充てる。</p> <p>6～9 [略]</p>
---	--

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

理 由

地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 [略]

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。